

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和5年10月20日	
契 約 件 名	BL-11A前置集光鏡及び可変偏角斜入射分光器改造一式	
契 約 金 額	27,940,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県足柄上郡山北町岸3816-1 (株)トヤマ	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 TEL 029-864-5166	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号 政府調達事務取扱規則第11条第1項第3号	互換性 契約の性質又は 目的が競争を 許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、開発研究多機能ビームラインの設置を目指して既存ビームラインの整理を進めている中で、旧BL-11Aに設置されている前置集光鏡及び可変偏角斜入射分光器(以下「ミラー・回折格子駆動システム」と呼称)をBL-12Aの光学系に適用するように改造するものである。	
随意契約の理由	本件対象となるミラー・回折格子駆動システムは、株式会社トヤマによって設計・製作されたものであり、設計資料や図面等の詳細な資料を有しており、構造、機能、性能、特性について細部に至るまで熟知している唯一の者である。 本件改造を行うことができるに足る技術と信頼性を有する者は同社において他には無く、また、同社が改造をおこなうことにより、製品の性能が保証されることから、株式会社トヤマを契約相手方とする。	